

マックスバリュ西日本株式会社	代表取締役 加栗 章男	広島市南区段原南一丁目3番52号
株式会社チヨダ	代表取締役 舟橋 政男	東京都杉並区成田東四丁目39番8号
株式会社ライトオン	代表取締役 藤原 政博	茨城県つくば市吾妻一丁目11番地1
株式会社岩崎宏健堂	代表取締役 富永 幸朗	山口県周南市福川三丁目18番22号
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 博丈	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号
株式会社明林堂書店	代表取締役 宮脇 範次	大分県別府市山の手町15番15号

(変更後)

小売業者		住所	変更年月日・理由
氏名又は名称	代表者		
マックスバリュ西日本株式会社	代表取締役 加栗 章男	広島市南区段原南一丁目3番52号	
株式会社チヨダ	代表取締役 舟橋 浩司	東京都杉並区成田東四丁目39番8号	平成25年5月1日 代表者変更
株式会社ライトオン	代表取締役 藤原 政博	茨城県つくば市吾妻一丁目11番地1	
株式会社岩崎宏健堂	代表取締役 富永 幸朗	山口県周南市下一の井手5636-5	平成25年11月1日 本社移転のため
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 博丈	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	
株式会社明林堂書店	代表取締役 宮脇 範次	大分県別府市山の手町15番15号	

- 4 変更年月日  
上記3のとおり
- 5 変更する理由  
上記3のとおり
- 6 届出書の縦覧場所
- 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
  - 広島市安佐南区古市一丁目33番14号  
広島市安佐南区役所市民部区政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
- 縦覧期間  
平成27年10月20日から平成28年2月22日まで。  
ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成27年12月29日から平成28年1月3日までを除く。
  - 縦覧のできる時間帯

- 午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 意見書の提出  
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先
- 提出期限 平成28年2月22日
  - 提出先  
〒730-8586  
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

~~~~~  
**広島市告示第531号**

平成27年10月20日

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第1項及び第24条第1項の規定により、平成27年9月1日付けで認定申請のあった下記の農用地利用規程については、これを認定したので、第23条第8項の規定により公告する。

平成27年10月20日

広島市長 松井 一 實

記

上吉山地区農用地利用規程

~~~~~  
**広島市告示第532号**

平成27年10月20日

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第1項の規定により、平成27年9月1日付けで認定申請のあった下記の特定農用地利用規程については、これを認定したので、同条第8項の規定により公告する。

平成27年10月20日

広島市長 松井 一 實

記

上垣内地区特定農用地利用規程

原垣内地区特定農用地利用規程

~~~~~  
**広島市告示第533号**

平成27年10月21日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

~~~~~

広島市告示第534号

平成27年10月21日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 マックスバリュ高陽店
- (2) 所在地 広島市安佐北区口田四丁目6番32号

2 大規模小売店舗を設置する者

マックスバリュ西日本株式会社

代表取締役 加栗 章男

広島市南区段原南一丁目3番52号

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者		住所	変更年月日・理由
氏名又は名称	代表者		
マックスバリュ西日本株式会社	代表取締役 加栗 章男	広島市南区段原南一丁目3番52号	
メガネの田中チェーン株式会社	代表取締役 田中 登志子	広島市中区袋町1番23-102号	平成27年4月20日 退店
株式会社中田商会	代表取締役 中田 雅禧	広島市佐伯区八幡東二丁目21番11号	
株式会社ラネット	代表取締役 下江 隆	広島市安佐南区安東一丁目1番25号	平成27年4月20日 退店
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 博丈	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	
有限会社いちはら	代表取締役 市原 隆則	広島市東区牛田本町三丁目1番8号	
大瀬戸 幹王		広島市安佐北区口田五丁目14番8号	
黒瀬 正和		広島市安佐南区大町東三丁目12番32-601号	

(変更後)

小売業者		住所	変更年月日・理由
氏名又は名称	代表者		
マックスバリュ西日本株式会社	代表取締役 加栗 章男	広島市南区段原南一丁目3番52号	

株式会社中田商会	代表取締役 中田 雅禧	広島市佐伯区八幡東二丁目21番11号	
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 博丈	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	
有限会社いちはら	代表取締役 市原 隆則	広島市東区牛田本町三丁目1番8号	
大瀬戸 幹王		広島市安佐北区口田五丁目14番8号	
黒瀬 正和		広島市安佐南区大町東三丁目12番32-601号	

4 変更年月日

上記3のとおり

5 変更する理由

上記3のとおり

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市安佐北区可部四丁目13番13号  
広島市安佐北区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間  
平成27年10月21日から平成28年2月22日まで。  
ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成27年12月29日から平成28年1月3日までを除く。

- (2) 縦覧のできる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 平成28年2月22日
- (2) 提出先  
〒730-8586  
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第535号

平成27年10月22日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦

人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

名称	所在地	変更年月日
(旧) 医療法人 ないとう内科・循環器科	広島市安佐北区可部五丁目4-24	平成27年9月7日
(新) 医療法人秀仁会 ないとう内科・循環器科		

広島市告示第536号

平成27年10月26日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 フジ庚午店
- (2) 所在地 広島市西区庚午南一丁目14番1

2 大規模小売店舗を設置する者

広島菱重興産株式会社 代表取締役 梶 泰起  
広島市西区観音新町四丁目8番4号

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(変更前)

名称	住所	変更年月日・理由
ヴェスタ庚午店	広島市西区庚午南一丁目14番1	

(変更後)

名称	住所	変更年月日・理由
フジ庚午店	広島市西区庚午南一丁目14番1	平成24年3月1日 テナントの事業計画のため

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

名称	代表者	住所	変更年月日・理由
広島菱重興産株式会社	代表取締役 大西 良昭	広島市西区観音新町四丁目8番4号	

(変更後)

名称	代表者	住所	変更年月日・理由

広島菱重興産株式会社	代表取締役 梶 泰起	広島市西区観音新町四丁目8番4号	平成23年6月10日 代表者の交代のため
------------	------------	------------------	-------------------------

4 変更年月日

上記3のとおり

5 届出年月日

平成27年10月19日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市西区福島町二丁目2番1号  
広島市西区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成27年10月26日から平成28年2月26日まで。  
ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成27年12月29日から平成28年1月3日までを除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 平成28年2月26日

(2) 提出先

〒730-8586  
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第537号

平成27年10月26日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 グランアーケテラス
- (2) 所在地 広島市東区若草町1700番

2 大規模小売店舗を設置する者

三井住友信託銀行株式会社  
支配人 浅井 克幸  
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

名称	代表者	住所	変更年月日・理由
三井住友信託銀行株式会社	支配人 千葉 達也	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	

(変更後)

名称	代表者	住所	変更年月日・理由
三井住友信託銀行株式会社	支配人 浅井 克幸	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	平成26年12月1日 支配人変更のため

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

名称	代表者	住所	変更年月日・理由
マックスバリュ西日本株式会社	代表取締役 岩本 隆雄	広島市南区段原南一丁目3番52号	

(変更後)

名称	代表者	住所	変更年月日・理由
マックスバリュ西日本株式会社	代表取締役 加栗 章男	広島市南区段原南一丁目3番52号	平成25年5月22日 代表者の交代のため

4 変更年月日

上記3のとおり

5 届出年月日

平成27年10月19日

6 届出書の縦覧場所

- 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- 広島市東区東蟹屋町9番38号  
広島市東区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- 縦覧期間  
平成27年10月26日から平成28年2月26日まで。  
ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び平成27年12月29日から平成28年1月3日までを除く。
- 縦覧のできる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- 提出期限 平成28年2月26日

- 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

~~~~~  
広島市告示第538号

平成27年10月27日

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請及び同法第8条第1項の規定による特定施設の構造等変更許可の申請があったので、同法第5条第4項及び同法第8条第3項において準用する第5項第4項の規定により、その概要を告示します。

なお、当該特定施設の設置をすることが環境に及ぼす影響についての事前評価に関する事項を記載した書面は、平成27年10月27日から同年11月16日までの間、広島市環境局環境保全課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

1 申請者等

- 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名  
申請者の住所 広島県安芸郡府中町新地3番1号  
申請者の名称 マツダ株式会社  
代表者の氏名 代表取締役社長 小飼 雅道
- 工場又は事業場の所在地及び名称  
事業場の所在地 広島市南区小磯町174番地  
事業場の名称 マツダ株式会社

2 申請内容

63(ホ) 廃ガス洗浄施設を1基新設するとともに、既設の63(ホ) 廃ガス洗浄施設1基を休止します。新設の廃ガス洗浄施設は常時排水が発生しますが、既設の廃ガス洗浄施設を休止するため、最大排出量及び負荷量は変化しません。また同時に、水質汚濁防止法の72-2みなし指定地域特定施設(し尿浄化槽)2基を新設するとともに、既設のし尿浄化槽(12基)を廃止するため、事業場全体の排水口における汚染状態、排水の量、汚濁負荷量はいずれも減少します。

- 特定施設の種類、能力及び使用方法  
別紙1のとおり
- 汚水等の処理の方法  
別紙2のとおり
- 排水の汚染状態及び量  
別紙3のとおり

別紙1、別紙2及び別紙3 略

~~~~~  
広島市告示第539号

平成27年10月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市



条例第98号)第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において閲覧に供します。

広島市長 松井一實

広島市告示第540号

平成27年10月28日

平成27年第5回広島市議会臨時会を次のとおり招集します。

広島市長 松井一實

- 1 招集日 平成27年11月4日
2 招集場所 広島市役所
3 付議事件
(1) 専決処分<sup>かし</sup>の報告について
ア 道路の管理<sup>かし</sup>瑕疵等による損害賠償額の決定
イ 市営住宅に係る家賃の長期滞納者との即決和解
(2) 平成26年度広島市各会計歳入歳出決算, 平成26年度広島市水道事業決算, 平成26年度広島市下水道事業決算, 平成26年度広島市安芸市民病院事業決算, 第93号議案平成26年度広島市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び第94号議案平成26年度広島市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

広島市告示第541号

平成27年10月28日

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

Table with 5 columns: 事業者, 事業所 (名称, 所在地), 廃止年月日, サービスの種類. Rows include 特定非営利活動法人ももちの木, 合同会社TOK, 株式会社めぐみ介護事業所.

広島市告示第542号

平成27年10月29日

介護保険法(平成9年法律第123号)第24条の2第1項の

規定により、次のとおり同項第2号に規定する事務を委託したので、同条第5項の規定により告示する。

広島市長 松井一實

- 1 当該委託に係る事務所の名称及び所在地
(1) 名称 医療法人 財団善常会
(2) 所在地 名古屋市南区松池町一丁目11番地
2 委託する指定市町村事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名
(1) 名称 医療法人 財団善常会
(2) 主たる事務所の所在地 名古屋市南区松池町一丁目11番地
(3) 代表者の氏名 理事長 岡田 温
3 委託開始年月日 平成27年10月2日
4 委託事務の内容 介護保険法第24条の2第1項第2号に規定する事務(要介護認定調査事務)
5 居宅サービス等の提供の有無 無し

広島市告示第543号

平成27年10月29日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

Table with 5 columns: 施術者, 施術所 (名称, 所在地), 業務の種類, 指定年月日. Rows include 中西一透, 和田洋, 土井幸恵, 北村章太郎.